

コロナウイルス感染拡大防止による施設利用の休止

令和2年4月16日、全都道府県に緊急事態宣言が発令されました。秋田県内では、大都市圏内に見られる急激な感染拡大に到っておりませんが、これ以上の感染拡大を抑えるべく一人一人が感染予防に気を付けながら生活・就業をするよう心掛けるようお願いいたします。

それに伴い市役所から通達のあった感染拡大防止のための老人福祉センターの利用休止の延長が下記のとおり決定いたしました。

つきましては、緊急の要件等に関しては、受付時間内であれば事務局内には職員が常駐しておりますので、電話等にてご相談ください。また、日報・月報等の報告書については、老人福祉センター正面玄関入口に報告書受付箱を設置しますので、ご利用ください。

会員の皆様も風邪等の感染予防に努め、咳エチケット、マスクの着用、こまめな手洗い、定期的な換気、手で触れる共有部分の消毒等、感染対策の実施をお願いします。

利用中止期間：令和2年4月13日～5月6日
※感染の状況により期間が変更となる場合があります。その場合は追ってご連絡いたします。